

国東地域半島振興計画及び山村振興基本方針の変更案について

本年3月に、半島振興法と山村振興法が10年ぶりに改正されたことを踏まえ、同法に基づいて策定している振興計画及び基本方針を変更する

国東地域半島振興計画 (H28.2最終変更(期限なし))

- 根拠法令 半島振興法(国土交通省)
S60.6制定(R7.3に4度目の期限延長(R17.3まで))
- 対象区域 豊後高田市、杵築市、国東市、日出町
- 振興計画の概要
 - ・半島地域に住む人々の生活の向上と県土の均衡ある発展を図るため、地域特性に応じた振興計画を策定
 - ・県長計等との整合を図りながら、交通通信基盤、産業振興、観光開発、就業促進、医療の確保、教育文化等の振興計画を記載
 - ・振興計画を作成すると、以下の財政支援が受けられる
 - ①一般事業債(半島振興防災道路整備事業)
(充当率90%、交付税措置30%)
- 今回の主な変更点
 - ・法改正で「半島防災」「地方創生」が法の目的に追加されたことを踏まえ、振興計画の項目に
 - ①災害防除に必要な半島防災のための施策
 - ②移住・定住の促進 等を追加
 - ・今回から計画の達成状況の評価が義務づけられたため、長期総合計画の「防災」に関する指標のうち5つをKPIに設定
KPI:(砂防事業等で)土砂災害のリスクが軽減される家屋数等
計画策定期:36戸 R10目標値:79戸
- 今後のスケジュール
R7.12:パブリックコメント
R8. 2:国へ提出、3月までに主務大臣の同意



大分県山村振興基本方針 (H28.3最終変更(期限なし))

- 根拠法令 山村振興法(農林水産省)
S40.5制定(R7.3に6度目の期限延長(R17.3まで))
- 振興山村市町村 別府市、津久見市、姫島村、日出町を除く14市町
- 基本方針の概要
 - ・山村機能の将来にわたる恵沢の享受や山村の自立的かつ継続的な発展を促進するため、基本方針を策定
 - ・県長計等との整合を図りながら、交通、情報・産業基盤、文教、社会生活環境・高齢者福祉等の施策の基本的事項を記載
 - ・県の基本方針を踏まえて振興山村市町村が振興計画を作成すると、以下の財政支援が受けられる
 - ①山村活性化支援交付金(定額、最大3年間)
 - ②消防防災施設整備費補助金補助率嵩上(1/3→55%)
 - ③国有林野活用の特例的取扱い(分收割合7:3→8:2)
- 今回の主な変更点
 - ・法改正で「防災体制の強化」、「移住・定住」等が山村振興の目標に追加されたことを踏まえ、方針内容に
 - ①防災体制の強化
 - ②移住定住、地域間交流、地域の担い手確保 等を追加
- 今後のスケジュール
R7.12:パブリックコメント R8.3:国へ提出

